

vol.

11

市史編さん広報紙

たちかわ物語

Mar.2021

TA CHI KA WA MO NO GA TA RI



享和4年（1804）柴崎村絵図（部分、中島家文書B-1）立川市歴史民俗資料館蔵

令和3年（2021）3月に、「新編立川市史 資料編 近世1」と「新編立川市史 資料編 近代2」が刊行されました。

第11号では、部会特集にて近世の立川について取り上げます。資料編を読む前の基本情報として、村のしくみや村役人の仕事について解説します。多くの古文書がなぜ現在に至るまでの長い期間大事に残されてきたのか、文書が果たしてきた役割に触れながら見ていきます。また、「資料をよむ」では「戦時下の砂川村における軍事施設と村有墓地」と題し、立川飛行場の設置を機に急激に増大した立川の人口とそれに付随する墓地問題に焦点を当て、発展していく近代の立川を考察します。巻末での刊行物紹介のページでは資料編2冊の解説に加え、民俗・地誌部会が担当した調査報告書「柴崎の口承文芸」について紹介します。

目次	・第6回関連講演会のご報告	2	・令和2年10月～令和3年3月活動報告	11
	・部会短信	3	・資料・情報提供のお願い	11
	・部会特集（近世部会）古文書から近世の村をさぐる	3	・刊行物紹介	12
	一村役人の文書から――	4～7		
※連載*				
	・立川おっこぼれ話 「ある軍馬たちの戦後」			2
	・資料をよむ 戦時下の砂川村における軍事施設と村有墓地			8～10



第6回関連講演会のご報告

今年度の市史編さん関連講演会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から会場での開催は中止となりましたが、講演内容を動画で配信することになりました。

第6回は「暮らしのなかの祭りといのりー『資料編 柴崎の民俗』から」を共通テーマとし、令和2年3月に刊行された『資料編 柴崎の民俗』の内容に関連した講演を、立川市動画チャンネルで公開しています。

第1部 櫻本直樹氏（立川市史編さん民俗・地誌部会編集委員／日本民俗学会会員）

「民俗の小さな祭り行事」

柴崎地域における聞き書き調査の成果から、人々の暮らしの中に組み込まれた大小さまざまな祭りについて紹介します。今も農家にまつられる屋内の神々の小さな祭り、屋敷の一隅や街角にまつられる社や祠の祭り、あるいは姿のない神々の祭りを、季節ごとに見ていきます。

第2部 伊藤純氏（立川市史編さん民俗・地誌部会特定部会委員／川村学園女子大学講師）

「立川の夏祭り」の変遷 一諏訪神社の獅子舞と祭囃子に注目して

近世から続く諏訪神社祭礼の中心的な芸能である獅子舞と、戦後多くの団体が発足した祭囃子について、歴史を振り返りながら紹介します。「立川の夏祭り」の変遷とその特徴を探りながら、そこから見えてくる立川という地域社会のすがたを捉えます。

動画一覧のページは下記の URL または QR コードからアクセスできます。

（立川市のホームページ内にある立川市史のページへ飛びます）

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/chikibunka/sisi/douga.html>



立川おっこぼれ話

ある軍馬たちの戦後

昭和20年（1945）8月の敗戦後、日本の軍隊は解体され、軍に勤めていた人々は別の仕事を求めなければなりませんでした。そしてそれは、軍で使われていた動物たちも同様でした。市史編さん事業の調査を進める中で、昭和20年に立川市農業会の会長が立川市長宛てた「馬匹払下ニ闇スル申請」^{*1}という文書が見つかりました。

この文書の内容を要約すると、次のようになります。——このたび、陸軍航空廠（立川飛行場西側にあった日本陸軍の航空機整備施設）から立川市を経由して立川市農業会へ馬匹（馬のこと）8頭を無償で払い下げることになった。については、まず立川市が軍から払い下げを受け、それを農業会に譲渡する手続をとってほしいので申請した——詳細な事情は不明ですが、航空廠で運搬などに使用されていた馬が、敗戦による航空廠の解体で行き場を失うことになり、地元の農業会が引き取る交渉をしたものと考えられます。

この文書では、払い下げられる馬は「当会農事用」とされています。昭和20年代の立川市（いまの緑町・高松町以南の地域）には、現在と異なり多摩川沿いの田んぼをはじめ多くの農地があり、写真のように牛馬を用いた農業が行われていました。そうした中には、このような経歴を持つ馬もいたのでした。（渡邊）



▲昭和27年（1952）頃の柴崎町4丁目での農作業のようす（立川市歴史民俗資料館所蔵）

*1 総務課庶務係「昭和二十一年度庶務関係書類」所収、旧立川市役所文書2-5、立川市歴史民俗資料館所蔵

部会短信 (令和2 (2020) 年度後期)

先史部会

引き続き、資料編・大和田遺跡第1・3・4地点出土資料再整理報告書、立川市域の古墳時代調査報告書の編集を進めています。新型コロナウイルスの影響は大きく、今年度に刊行する予定であった大和田遺跡および古墳時代調査報告書の刊行は、来年度に延期されることになりました。資料編では、向鷹遺跡と大和田遺跡から出土した縄文時代資料を中心に文字原稿と図版の作成を進めています。また、永年庫書に保管されているボーリング調査資料の分析を進めており、立川市域の地質の状況が解明されることが期待されます。資料編は、来年度末に刊行される予定です。



永年書庫でのボーリング資料調査

近代部会

編集作業を進めておりました「資料編 近代2」を無事刊行することができました。立川飛行場建設決定から終戦までの資料をさまざまな分野にわたって収録しています。12ページの新刊紹介もご覧ください。並行して今後刊行する「資料編 近代1」の準備をすすめ、明治・大正期の資料から掲載するものを選び、原稿化する作業を行っています。

この間の調査としては、防衛省防衛研究所、青梅市郷土博物館、立川市歴史民俗資料館などで資料調査を行いました。また、市史編さん室に寄贈された資料の整理・撮影も行いました。その資料の一つか下に掲げたものです。立川での電話開通後の状況がわかり、近代化の一端を示しています。



「立川市特設電話加入者組合規約」
(大正9年(1920)、立川市蔵中野家文書)

古代・中世部会

市内にある石造物の調査を中心進めています。普濟寺では国宝六面石幢の3D計測追加調査や宝鏡印塔の拓本を取りました。普濟寺境内からは鎌倉時代~室町時代にかけて作られた板碑(緑泥片岩でできた板状の卒塔婆)が多数出土しています。そのうち立川市歴史民俗資料館に保管されている60基ほどを調査しました。板碑の表面は火災の影響で剥落したが多いですが、最古のものでは文永12年(1275)の紀年銘が確認できました。1基ごとに慎重に仏菩薩をあらわす梵字・紀年・人名などを確認し寸法を測り撮影を行いました。この調査による成果は、来年度以降刊行の報告書に掲載する予定です。



普濟寺での宝鏡印塔の調査風景

近世部会

「資料編 近世1」を刊行いたしました。ご協力いただいた方々に深く御礼申し上げます。

「近世1」では柴崎村と柴崎新田に関する史料を収録いたしました。下の絵図のように、新出史料を中心に村の概要や特徴、村民の活動を示す史料を掲載しています(12ページもご覧ください)。立川市域に残された史料の一部ではありますが、複数の史料を並べることで近世の人々の暮らしの実態や、直面していた課題が見えてきます。お手に取っていただければ幸いです。

近世部会では統けて「資料編 近世2」に向けた調査を進めてまいります。



天保 8年 (1837) 「柴崎村絵図」 鈴木家文書、立川市歴史民俗資料館蔵

現代部会

昭和38年(1963)の立川市・砂川町合併後の、新しい立川市議会に係る公文書を中心に調査を行いました。

市議会には常設の本会議・常任委員会のほか、特定の問題を集中的に扱うために設置される特別委員会があります。下に掲げた立川基地対策に関するものをはじめ、駅前開発、インフラ整備など多くの特別委員会が設けられてきました。その記録には、当時の議論とともにさまざまな資料が残されています。

今後これらを手掛かりに公文書や市民の方々からの寄贈資料の調査をさらに深めていきます。また資料の収集も引き続き進めています。

今まで、皆さまの情報提供をお待ちしております。



立川市議会「基地対策特別委員会」
(昭和52年(1977)、立川市蔵)

民俗・地誌部会

「調査報告書 柴崎の口承文芸」を無事刊行しました(12ページ参照)。第6回市史編さん関連講演には当部会から榎本・伊藤両氏が講師をつとめ、事業初の試みとなる講演動画の配信を行いました(2ページ参照)。

砂川旧家において蔵と民具の実測調査、これぞの里の農業・行事調査や歴史民俗資料館収蔵資料の調査を行いました。各種資料の収集も進め、曙町一丁目西町会からは町会報を借用していただきました。当部会では、引き続き聞き書き調査の規模を自らしていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況及び、市民の方々のご意向にあわせ、調査活動を徐々に正常化させていきたいと考えております。



砂川旧家の民具実測調査の様子

古文書から近世の村をさぐる —村役人の文書から—

近世部会では、徳川家康が関東に入部した天正18年（1590）から廃藩置県が行われた明治4年（1871）までを扱います。立川市域には近世以前から柴崎村が存在し、さらに近世の新田開発によって砂川村をはじめとする多くの村が開かれました。約300年にわたる時代の中で、村々は政治・経済・文化の各方面で発展してきました。

150年以上昔のことなので、その時代を見聞きした人から話を聞くことはできません。その代わりに、近世のようすを現在に伝える古文書は豊富に残されています。近世は、文書の作成量が増加し、広く庶民の手でさまざまな文書が残されるようになった時代でした。この古文書を手がかりに村の歴史を解き明かしていくことが、近世部会の第一にして最大の課題です。

現在、立川市域に残されている古文書の多くは、当時村の運営を担った村役人を務めた家に伝わったものです。なぜ近世の文書が現在まで多く残されているのか、その理由は近世の村のしくみと村役人の役割について知ることから見えてきます。

近世部会が刊行する2冊の『資料編』のうち、今年度刊行した『近世1』では柴崎村を主に取り上げています。今回の部会特集では、柴崎村の村役人の文書を例に、近世の村について見てていきたいと思います。

柴崎村と領主支配とのかかわり

柴崎村の範囲は、現在の立川市域のうち柴崎町・富士見町・錦町・曙町・羽衣町・緑町・高松町にあたります。天明3年（1783）時点で244世帯、1080人が住んでいました。村の規模を示す村高は1139石3斗4升（寛政6年（1794）以降）でした。近世の平均的な村（400～500石）よりも大きな村であったといえます。

柴崎村の大部分（約1109石）は幕府の直轄地である代官領ですが、そのほかに普済寺（20石）と旗本（約10石）の領地があり、柴崎村には複数の領主が存在していました。それとは別に、江戸幕府の役人や尾張藩の廻場の役人などからも指示を受けることがあります。このような支配の複雑さは、近世の特徴といえます。



▲昭和30年頃の甲州道中道標（部会特集中で使用している写真・資料は特記が無い限りすべて立川市歴史民俗資料館所蔵）



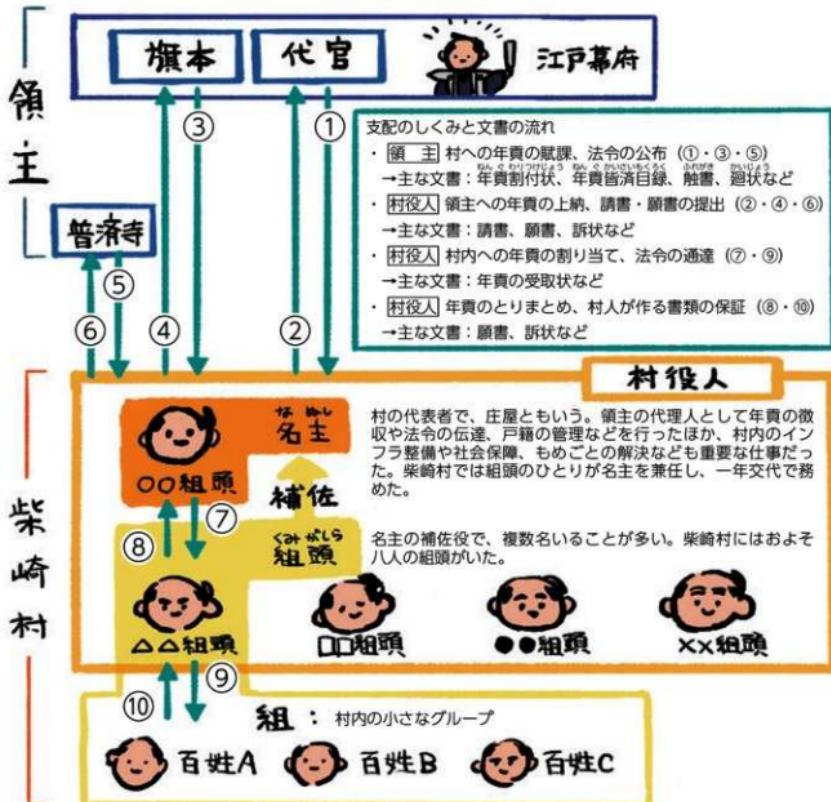
* 1 廻場：領主の鷹狩りのための場所。狩りができる環境を維持するために、廻場に設定された村にはさまざまな規制や負担が課せられていた。

** 2 立川陣屋：陣屋とは役人が詰めて用務を行う建物のこと。柴崎村には尾張藩の廻場役人が出張する陣屋が置かれた。

近世の村

近世の村は、江戸幕府の行政・徵稅システムの末端であると同時に、自治的な共同体でもあるという二つの側面を持っていました。領主は村という共同体を支配することで、個人や家を直接支配しなくとも、税金を徵収し法令を遵守させることができたのです。村の運営を担ったのが、名主・組頭・百姓代という村役人です。彼らは領主に代わって村を管理し、年貢を徵収する存在である一方で、村の中で生活を営み、村の利害を代表する存在でもありました。

近世社会では、領主である武士が村に住むことは基本的になく（兵農分離）、文書によって指示や命令を伝え、村役人に提出させる文書によって村の状況を把握しました。文書は村の支配に必要なものとして数多く作成され、それらが村に集積されることになりました。



柴崎村の村役人

柴崎村では村を八つの「組」というグループに分け、年貢の徵収などは組を単位として行っていました。各組を代表する組頭が組内を取りまとめ、村全体を取りまとめる名主は組頭の中から交代で選ばれました。村によって、名主を一つの家が世襲する場合もあれば、村内の選挙で決める場合もありましたが、柴崎村では組頭を務める家の持ち回りで成り立っていました。また領主が複数いる村では、管轄する領主ごとに複数人の名主がいる場合もありましたが、柴崎村では代官領・旗本領も含めて一人の名主が治めていました。

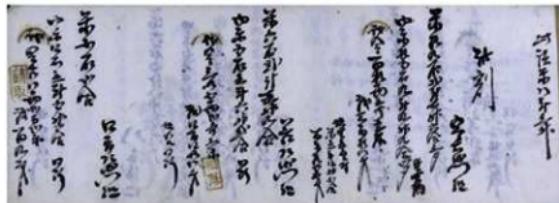
村役人の仕事と役割

村役人の仕事は多岐にわたり、領主から与えられた仕事だけでなく、村の自治的な管理・運営も重要な仕事でした。村役人は、村人と領主の間に立って、両方の意向を代弁することが役割でした。

年貢の徵収

年貢の徵収は村役人の基本となる仕事です。領主は村が納めるべき年貢高を年貢額付状という文書によって毎年通知しますが、村に課された年貢を村民各戸に割り当てて徵収するのは村役人の仕事でした。柴崎村の場合は、直接名主に年貢を渡さずに、まずは各組頭が集約して、組頭から名主に渡すというしくみが取られました。

納税の責任は村に課せられていたので、村の代表である村役人が、取り立てられなかった分の年貢を立て替える場合もありました。



▲明治2年「去辰田方御成蔵御年貢米穀代組々割合帳」(中嶋家文書E-5)



▲名主に対して各組が納める年貢高を記しています。納入が済んだ組には「相演」・「請取」といった判子が押されています。

法令の伝達



▲安政4年「御用留」
(鈴木家文書A-68)
鈴木家所蔵、立川市歴史
民俗資料館寄託



村の自治

村運営にかかる経費の精算、村のインフラや共有地の管理、村民の生活の保障、もめごとの解決など、村役人は村政全般を担っていました。また、村役人が村の代表として領主に要望を伝えたり、他村と交渉や争論を行ったりすることも多くありました。近世では、訴願や裁判の手続きによって主張することが一般的だったので、文書によって村の主張を筋道立てて伝えることも村役人には必要な能力でした。



村役人の資質

村役人は一方的に村民の上に立ったわけではなく、村民の要望や期待に応えられる力量や人柄など、一定の資質が必要とされました。なかでも文書の作成・管理や会計は、村人の利害に直接関わるため、村民からも厳しい監視の目が向かっていました。読み書きや計算は村役人の基本的なスキルとされ、村役人の子弟は幼少期から教育を受けていました。

柴崎村の組頭はほぼ世襲ですが、それでも就任が決まるには村内の合意が必要で、なかでも読み書き計算ができるることは重要な条件でした。



▲享和元年「庭訓往来」
(鈴木家文書B-32)
近代以前に広く普及していた教科書の一つ。

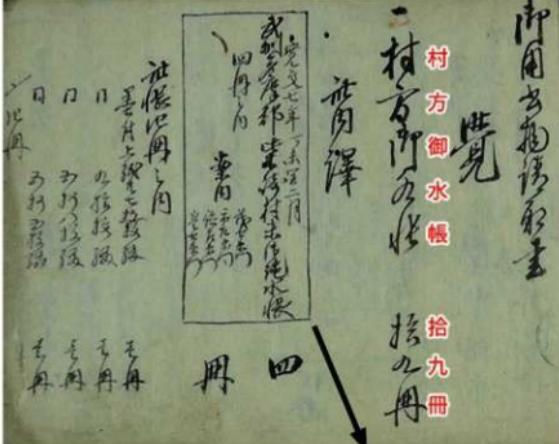
文書の管理と引き継ぎ

村役人の仕事の多様さは、村役人の扱う文書の多さにもつながっています。その文書を適切に保存・管理することもまた村役人の重要な仕事でした。過去の文書からわかる先例は村運営の参考となり、また事実関係をめぐる争いでは証拠文書にもなりました。特に名主の交代に伴う公用文書の引き継ぎが頻繁だった柴崎村では、膨大な文書を単に保管するだけではなく、複数人の手で適切に管理する体制が確立されていました。

右の引き継ぎ記録では、「御水帳」19冊をはじめ、129種類251点もの書類・物品が、文字と絵で書かれています。点検リストの役目を果たしています。これらの文書は「御用筆筒」に収納され、次の名主に渡されました。

ここで最初に書かれる水帳とは、検地帳ともいい、土地一区画ごとの等級・面積・石高や所有者を書いた村の土地台帳です。検地帳は納税者の名簿であるとともに、村や個人の土地の所有を証明する重要な文書でした。

慶応4年「当番名主附渡り御用筆筒詰書物取調帳」(中嶋家文書B-4)



▲柴崎村の名主文書の一つである鉢木家文書を保管していた箱の一つには、元禄11年（1688）の「御水帳・御証文箱」と書かれていました。検地帳が古くから重要文書として扱われていたことがわかります。なお、柴崎村の検地帳自体は中嶋家文書として伝来しているので、文書の管理や引き継ぎの過程で、箱の中身が変更されたことがうかがわれます。

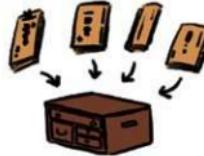


▲寛文7年「武州多摩郡柴崎村未御鉢木家文書D-5」

引き継がれた文書の例

土地の管理	水帳 名寄帳など
村の概要	村明細帳 村輪図など
年貢	割付状 皆済目録など
村の財政記録	村入用帳など
村人の管理	五人組帳など
法令	御用留 請書など
信仰・寄付	勵化帳 配札帳など
その他	災害用備書関係 用水関係など
物品	印鑑 提灯など

引き継がれた文書をダンスに保管
→ 重要な文書を
大事に管理!



文書の引き継ぎ記録

- ・引き継がれた文書が一括化!
- ・紛失したり
わからなくなったり



現在まで残された古文書の多くは、当時の人が大切に管理し、後世まで残そうとしてきたものでした。

今回は村役人の文書を取り上げましたが、近世には文書が重要かつありふれたものになったので、村役人に限らず読み書きできる人も増え、個人の家や暮らしに関わる私的な文書も数多く残されました。それもまた歴史を今に伝える貴重な史料です。近世部会では引き継ぎ古文書の調査を続けるとともに、その成果を『資料編』や『通史編』という形で市民の皆さんにお届けします。お手に取っていただければ幸いです。(武田)

資料をよむ

戦時下の砂川村における軍事施設と村有墓地

近代部会編集委員 小島庸平

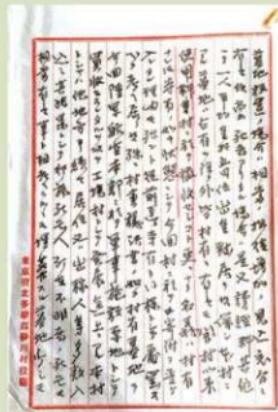
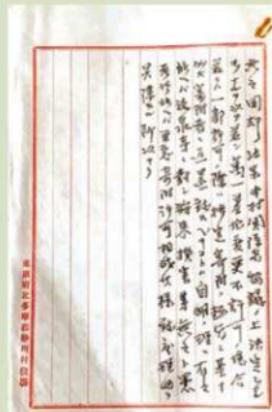
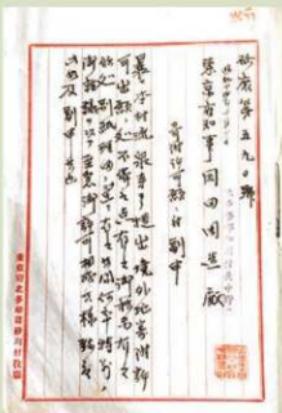
はじめに

近代日本の都市にとって、国の主要な施設の誘致は地域経済の発展を図る上で極めて重要でした。国家にとっての「拠点性」を獲得するためには、各都市は誘致合戦を繰り広げていたのです（大石嘉一郎・金澤史男編著『近代日本都市史研究』日本経済評論社、2003年）。戦前の立川市域も例外ではありません。大正11年（1922）に立川飛行場という「拠点性」を獲得した立川村（町）と砂川村は、その後、急速な発展を遂げます。両町村を合わせた立川市域の人口は、大正9年の9,987人から昭和15年（1940）には4万1,070人へと急増しました（『国勢調査』各年）。

人口の増大は、様々な公共施設や社会的なインフラの整備を要求します。その一つが墓地でした。生活する人が増えれば、当然そこで亡くなる人も増えます。立川市域では、流入する人々に住居を供給するだけでなく、軍事施設や工場用地を提供することも求められており、一定の面積が必要な墓地の確保と空間的に相容する事態が生じていました。今回の「資料をよむ」では、戦時下で激化していた土地利用をめぐる軍民間での競合関係の実態を、砂川村の村有墓地を例に紹介したいと思います。

高まる土地需要と墓地

昭和5年（1930）に生産拠点を立川に移した石川島飛行機は、昭和11年に「立川飛行機株式会社」に社名を変更し、同年から施設増強のため隣接地域および砂川村所在土地の買収に着手しました（立飛企業株式会社『第114期報告書』）。さらに、陸軍航空本部も基地拡張に乗り出し、着実に用地買収を進めています。昭和14年6月には、陸軍航空本部によって村有墓地3反5畝8歩（1,058坪）が買収されました（『請願書綴』旧立川市役所文書）。やや年次が遅りますが、昭和3年5月1日時点の墓地調査によると、砂川村内には個人墓地が258ヶ所、2,260坪、村有墓地が8ヶ所2,900坪、その他1ヶ所800坪が存在したことがわかります（北多摩郡砂川村長島田角太郎「墓地調査二閑スル件回答」、『昭和三年庶務書類綴』所収、旧砂川村役場文書）。単純に計算すれば、陸軍航空本部は砂川村内の墓地計5,960坪の約18%、村有墓地の実に3分の1以上を一挙に買収しようとしたのです。



【写真1】「寄附許可願ニ付申」、「請願書綴」所収、旧立川市役所文書（立川市歴史民俗資料館蔵）

陸軍航空本部の土地売却要求に対し、砂川村議会は「時局柄承諾スルヲ相当ト認メ」、これに応じましたが、「該土地ハ今後益々人口ノ増加ニ従ヒ必要欠ク可ラザル墓地」であるため、墓地の移転・新設を行うべく、東京府学務部衛生課から許可を得ようとします（昭和14年8月12日北多摩郡砂川村長中野丑太郎「墓地廃止並ニ変更願」、『請願書類』所収、旧立川市役所文書、『新編立川市史 資料編 近代2』資料422）。しかし、直ちに許可是下りず、衛生課と村役場の間で幾度かのやりとりがなされました。以下に紹介する資料は、その過程で作成されたものです。

砂庶第五九〇号

昭和十四年十月十日 北多摩郡砂川村長中野丑太郎函
東京府知事 岡田周造殿

寄附許可願ニ付副申

義ニ本村流泉寺ヨリ提出境外地寄附許可出願ノ處、不備之点有之御指示有之候処、別紙理由ノ通ニ有之候間、何卒特別ノ御詮議ヲ以テ至急御許可相成候様致度、此如及副申候也

理由書

北多摩郡砂川村字大山道西千五百十七番〔千五百四十七番カ〕

一、畠 三反八畝十七歩

同郡同村同字千五百二十五番

一、畠 一反六畝九歩

同郡同村同字千五百二十四番

一、畠 一畝步

前記土地今般砂川村へ寄附相成り流泉寺ノ財産（不動産）減少スレドモ収入ノ点ニ於テハ増加スルモノト被考候、現在ニ於テハ普通耕作地トシテ貸付シアルモ一反ノ収入ハ一ケ年金十円程度ノ小作料ナレドモ、之ヲ墓地ニ変更御許可ノ暁ハ檀徒（墓地ナキトキハ檀徒ハ増加セズ）一名增加スルトキハ一年ノ収入少クトモ金五円以上可有之、墓地設置ノ場合ハ相当ノ檀徒増加ノ見込充分ニ有之候、尚ホ死者アリタル場合ハ是又説経料其他ニテ一人平均十五円位出金致居リ候、併シ本村ニアル墓地ハ占有ヲ除ク外皆村有ニ有之モ開村以来使用料等村ニ於テ徵収セシコト更ニナク、名義ハ村有ナレドモ寺有ノ如キ状態ニシテ、今回村ニ於テ寄附ヲ受ケ入れタル理由モ殆ント從前通り寺有ト同種トシテ所望スペク考ヘ居リ候、殊ニ村會議決書ノ如ク村有墓地ヲ今回陸軍航空本部ニ於テ軍事施設要地トシテ買取セラレタルヲ以テ、工場村トシテ發展途上ニアル本村トシテハ他地方ヨリ続々居住又ハ出稼人等多数入込み、其結果トシテ行旅死亡人所在不明者ノ死亡モ相当有之事ト相考ヘラル、モ埋葬スル墓地少シモ無之困却ノ結果、本村関係者協議ノ上決定シアルモノナルヲ以テ、若シ万一墓地変更不許可ノ場合若クハ一部許可ノ際ハ指定寄附ノ趣旨ニ基キ、必ず寄附者ニ返還致スペキコトハ自明ノ理ニ有之候ヘバ流泉寺ニ対シ将来損害等無之ト愚考仕リ候ヘバ、至急寄附許可相成候様致度理由ヲ具陳スル所以ナリ

（昭和14年10月10日「寄附許可願ニ付副申」、『請願書類』所収、旧立川市役所文書、『新編立川市史 資料編 近代2』資料424）

この資料が興味深いのは、墓地移設に伴って流泉寺に経済的な損害がないことを強調している点です。冒頭で、流泉寺から提出された書類に「不備」があったとされていますが、その具体的な内容はわかりません。東京府としては、3反5畝8歩（1,058坪）の旧墓地に対し、流泉寺が3筆計5反5畝26歩（1,676坪）もの所有地を村有墓地として寄附する合理的な理由が見いだせず、何らかの恣意や不正が潜んでいることを危ぶんだかもしれません。この資料によると、新墓地として村に寄附された3筆の畠地は、流泉寺が地主として小作に出していましたが、その収入は1反歩につき年10円程度しかありませんでした。これに対し、寄附した村有墓地で檀家が増えれば、一人当たり年5円の収入が見込め、死者が出た場合には説経料等として15円の収入があると見込まれています。

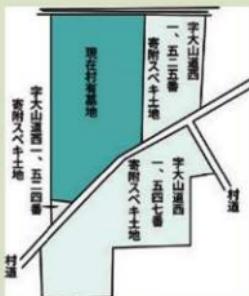


【写真2】旧墓地と新墓地の位置関係 「砂川村略図」を加工 旧砂川村役場文書、立川市歴史民俗資料館蔵

写真2、3は、旧墓地と新墓地の位置関係を示したもので、旧墓地は立川町との境界にあり、村外れと言つてよい場所にありました。ここが陸軍航空本部によって買収され、現在は昭和記念公園の一部に入っています。この旧墓地に埋葬されていた亡骸は、墓地設置以来約80体で、昭和14年時点では「施主ナキモノ殆ント全部」とされていました（昭和14年12月25日東京府学務部衛生課宛報告、「請願書綴」所取）。菩提を弔われることのない無縁仏に近い人々が葬られていたと推測されます。

一方、新墓地は流泉寺にほど近く、薄い青色で塗られた既存墓地にも隣接していました。この土地を村有墓地として寄附しても、その利用者はほとんどが流泉寺の檀家になるものと考えられます。したがって、流泉寺が財産を手放すことには一定の合理性がありました。この説明に納得したためか、東京府は昭和15年2月13日に流泉寺の寄附と村有墓地の新設を許可し、流泉寺は寄附の代價として村有墓地の使用権を譲渡されています（昭和16年2月27日「墓地使用権譲渡契約証書」、「請願書綴」所取、「新編立川市史 資料編 近代2」資料506）。

なお、この資料でもう一点興味深いのは、「工場村トシテ発展途上ニアル本村トシテハ他地方ヨリ続々居住又ハ出稼人等多数入込み、其結果トシテ行旅死亡人所在不明者ノ死亡モ相当有之事ト相考ヘラル、モ埋葬スル墓地少シモ無之困却」と述べられている部分です。軍需に支えられて急速な発展を遂げていた立川市域には、多くの人口が流入しており、中には「行旅死亡人」として行き倒れになる人々の存在が予想されていました。この時期の市域発展を最も基底的な部分で支えた人々の存在が、墓地の移転・新設を促した大きな要因でした。



【写真3】新墓地の位置
「請願書綴」に添付された図より作成

おわりに

先程も紹介した「墓地使用権譲渡契約証書」によると、昭和15年（1940）2月に許可された新墓地では、「無籍者所在不明者其他規定ノ使用料ヲ償ヒ得サルモノ、為右墓地ノ内百坪ヲ存置」し、その上で残余の部分を流泉寺が利用するものとされました。この墓地は、現在も流泉寺に隣接する形で残されています。普段、何気なく眺めている景観の中にも、立川市域が経験した大きな歴史の変化の痕跡が刻まれています。



令和2年10月～令和3年3月活動報告

月	日	活動内容
10月	10～11日	砂川旧家土蔵調査
	12日	古代・中世部会・埼玉県立文書館調査
	15日	現代部会・特定部会会議
	16日	市民協働作業（立川の史料を読む会）
	18日	第2回・現代部会会議
	19日	古代・中世部会・府中市称名寺調査
	25日	古代・中世部会・歴史民俗資料館史料調査
11月	18日	近代部会・青梅市郷土博物館調査
	20日	市民協働作業（立川の史料を読む会）
	26日	近代部会・防衛省防衛研究所調査
	29日	第4回・近世部会会議

月	日	活動内容
12月	7日	第1回・先史部会会議
	13日	第3回・近代部会会議
	17日	現代部会・特定部会会議
	20日	第3回・現代部会会議
1月	10日	近世部会・歴史民俗資料館史料調査
	14日	近世部会・歴史民俗資料館史料調査
	24日	第2回・民俗・地誌部会会議
	下旬	資料編・校了
3月	3月内 予定	市史編さん関連講演動画配信開始
	12日	資料編『近世1』『近代2』刊行
	16日	第4回・現代部会会議
	18日	現代部会・特定部会会議
	29日 ～	市史編さん展示企画



資料・情報提供のお願い

古文書・絵図・地図・写真などの情報をよせください

市史編さん事業では、現在写真資料を特に集めています。古いものであれば、記念写真や個人的な家族写真からでも当時の服装や生活様式を知ることができ、資料として活用できます。

他にも古い日記、学校や企業の記念誌、チラシ・広告や、土地の変遷や街並みの分かる絵図、地図なども重要な資料になるかもしれません。

「これも資料になるのでは？」と思うものがありましたら、ぜひ市史編さん係までご連絡ください。



受贈図書・資料提供者（令和2年2月～令和3年2月）

以下にご芳名を掲載し謝意を表します。（敬称略・五十音順）

※資料借用をさせていただいた方のご芳名は除きます。

【個人】荒井義明、伊藤龍也、榎本直樹、加藤良明、豊泉喜一、原祥、牟田茂

【機関】飯沼飛行士記念館、印西市立木下交流の杜歴史資料センター市史編さん班、小平市地域振興部文化スポーツ課、狛江市企画財政部市史編さん室、世田谷区政策企画課区史編さん担当、たましん地域文化財団歴史資料室、千葉市立郷土博物館、延岡市教育委員会、羽村市企画総務部市史編さん室、府中市文化スポーツ部ふるさと文化財課市史編さん担当、有限会社えくてびあん

市史編さん広報紙 *「ちかわ物語* vol.11

令和3年(2021)年3月19日発行

発行 立川市

〒190-8666 東京都立川市泉町1156-9

編集 産業文化スポーツ部地域文化課市史編さん係

〒190-0022 東京都立川市錦町3-5-22 YAZAWA DEUX ビル 201

TEL (042)506-0021 / FAX (042)525-1601

E-mail chiikibunka-t@city.tachikawa.lg.jp

URL http://www.city.tachikawa.lg.jp/chiikibunka/sisi/hensanshitu/shishi_top.html

印刷 ぎょうせいデジタル株式会社

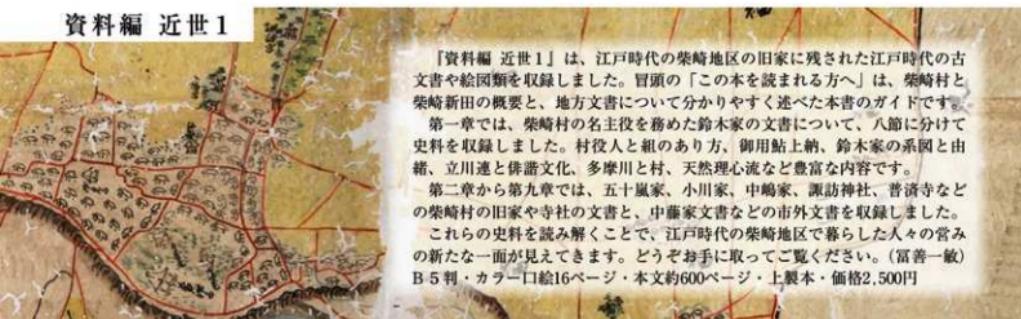
[市史編さん広報紙に関するご意見・ご感想をお待ちしています]



市史編さんHPはこちら
からアクセスできます。

刊行物紹介

資料編 近世1



資料編 近代2



「資料編 近代1」は、江戸時代の柴崎地区の旧家に残された江戸時代の古文書や絵図類を収録しました。冒頭の「この本を読まるる方へ」は、柴崎村と柴崎新田の概要と、地方文書について分かりやすく述べた本書のガイドです。

第一章では、柴崎村の名主役を務めた鈴木家の文書について、八節に分けて史料を収録しました。村役人と組のあり方、御用帖上納、鈴木家の系図と由緒、立川連と俳諧文化、多摩川と村、天然理心流など豊富な内容です。

第二章からは第九章では、五十嵐家、小川家、中島家、諏訪神社、普濟寺などの柴崎村の旧家や寺社の文書と、中藤家文書などの市外文書を収録しました。

これらの史料を読み解くことで、江戸時代の柴崎地区で暮らした人々の営みの新たな一面が見えてきます。どうぞお手に取ってご覧ください。(富善一敏)

B5判・カラー口絵16ページ・本文約600ページ・上製本・価格2,500円

調査報告書 柴崎の口承文芸

口承文芸とは、いわば「口伝えの文芸」、話し言葉の中にある優れた言語表現のことです。「柴崎の口承文芸」には、「資料編 柴崎の民俗」の調査の際に得られたものの、そこに未収録であった「はなし」と「ことば」についての資料を収録しました。「はなし」には、人魂や送り狼、狐に化かされた話のような真偽不明のものから、かつての豊かな自然環境や賀瀬な農村生活についての思い出話、空襲下を逃げまどった幼い日の体験談、高度成長期前後の子どもたちの武勇伝など、富士見町・柴崎町・錦町・高松町などの方々からお聞かせいただいたさまざまな話120ほどを、土地の言葉そのままで収録しました。「ことば」には、富士見町の一女性が伝える方言として、1300近い語彙や諺語(なり)を、多くの文献と比較し、近隣の類例とともに収録しました。(榎本直樹)

A4判・約120ページ・並製本・価格600円

既刊好評発売中！ 新編立川市史刊行物は各種好評発売中です。

頒布場所：立川市役所本庁3階市政情報コーナー、立川市歴史民俗資料館、オリオン書房ノルテ店、ジュンク堂書店立川高島屋店

新編立川市史 資料編

古代・中世 B5判・カラー口絵16ページ・本文約600ページ・上製本・価格2,500円

現代1 B5判・カラー口絵4ページ・本文約580ページ・上製本・価格2,500円

柴崎の民俗 B5判・カラー口絵8ページ・本文約540ページ・上製本・価格2,500円

地図・絵図 A4判・フルカラー・約200ページ・上製本・DVD付・価格3,000円

ほか、各調査報告書の詳細は市ホームページをご覧ください。

